

## 登録事項変更の届出に必要な添付書類

◎は必ず必要なもの、○は必要でない場合もあります。備考欄をご確認ください。

物件、工事、測量等のうち複数登録している場合でも、変更内容が同一である場合は、変更届に必要な書類はそれぞれ一部ずつで結構です。

変更の種類	登録事項 変更届出 書	登記簿謄 本(写)	委任状	使用印鑑 届	備 考
1 社名変更	◎	◎	○	○	受任者を置いている場合は、受任者に変更がなくても委任状が必要です。使用印鑑に変更がなければ使用印鑑届は不要です。
2 代表者の変更	◎	◎	○	○	受任者を置いている場合は、受任者に変更がなくても委任状が必要です。使用印鑑に変更がなければ使用印鑑届は不要です。
3 本店所在地の変更	◎	◎	○	○	受任者を置いている場合は、受任者に変更がなくても委任状が必要です。使用印鑑に変更がなければ使用印鑑届は不要です。
4 受任者の変更	◎	-	◎	○	使用印鑑に変更がなければ使用印鑑届は不要です。
5 受任者の住所等の変更	◎	-	◎	○	使用印鑑に変更がなければ使用印鑑届は不要です。
6 使用印鑑の変更	◎	-	○	◎	受任者に変更がなければ委任状は不要です。印鑑証明は不要です。
7 法人の組織変更	◎	◎	○	◎	有限会社が株式会社に変更する場合など。受任者を置く場合は委任状が必要です。
8 廃業	-	-	-	-	入札参加資格の取下書を提出してください。
※ 債権者登録の変更、新規登録 (会計管理室提出書類)	-	-	-	-	会計管理室(Tel.06-6489-6031)への届けになりますが、1から8までの変更の届出を契約課宛てに郵送される場合は、同封していただいても結構です。
合併、会社分割、個人が法人に変更する等の場合における変更手続については、担当者にお問い合わせください。					

契約締結、契約代金の支払い、本市からの連絡等に影響しない変更については、変更手続きは不要です。  
(たとえば、資本金の変更は届け不要。電話番号の変更は届けが必要となります。)

契約課(Tel.06-6489-6236)